

山口市介護職員資格取得等促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の介護サービス事業所において介護サービスに従事する者に対し、山口市介護職員資格取得等促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することで、介護従事者の確保及び職場への定着を促進し、もって市民に対する良質な介護サービスの安定的な提供の確保を図ることを目的とする。

(補助対象)

第2条 補助金の交付対象者、対象経費及び補助金額は、別表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者から除くものとする。

(1) 市税を滞納している者

(2) 山口市暴力団排除条例（平成23年山口市条例第33号）第2条第2号に規定する暴力団員及び暴力団員密接関係者

3 本市、勤務先法人、国、他の地方公共団体及び公益団体等から類似の助成金・補助金・貸付金（返還の債務の免除があるものに限る。）等の交付を受けている又は受ける予定がある場合の補助金額は、当該金額を除いた額を対象経費とする。

(補助金交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、山口市介護職員資格取得等促進補助金交付申請書（様式第1号）により、別表に掲げる申請期間内に市長に申請しなければならない。ただし、過去に同一の資格種別において、この要綱による補助金の交付を受けた者は、申請することはできない。

(交付の決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定するとともに、交付の決定をしたときは、山口市介護職員資格取得等促進補助金交付決定通知書（様式第2号）（以下「交付決定通知書」という。）により、交付しないことを決定したときは、山口市介護職員資格取得等促進補助金不交付決定通知書（様式第3号）により交付申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第5条 前条の規定により交付決定通知書を受けた交付申請者（以下「交付決定者」という。）は、別表に掲げる請求期間内に山口市介護職員資格取得等促進補助金請求書（様式第4号）により市長に補助金を請求するものとする。

2 市長は、交付決定者から前項の規定による適法な請求があったときは、30日以内に補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第6条 市長は、交付決定者が補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、山口市介護職員資格取得等促進補助金交付決定取消通知書(様式第5号)により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

(補助金の返還)

第7条 市長は、前条の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、山口市介護職員資格取得等促進補助金返還請求通知書(様式第6号)により、期限を定めて、その返還を交付決定者に請求することができるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 「山口市介護福祉士資格取得促進補助金交付要綱」は、令和6年3月31日に廃止する。

別表（第2条、第3条及び第5条関係）

資格種別	交付対象者の要件	対象経費	添付書類	補助金額	申請期間	請求期間
介護福祉士	①交付申請時において、市内の介護サービス事業所に3か月以上継続して就労していること。 ②今後も継続して雇用される見込みであること。	社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条に規定する介護福祉士試験の受験手数料	(1) 受験票 (2) 受験料を支払ったことがわかるもの (3) 滞納のないことの証明書 (4) その他市長が必要と認めるもの	1万円 (上限)	受験票の交付を受けた日から試験終了日の属する年度（以下「受験年度」という。）の3月31日まで。ただし、受験年度の翌年度に補助要件①を満たすこととなった者については、受験年度の翌年度の3月31日まで。	交付決定通知のあった日（交付決定通知のあった日までに試験が終了していない場合は試験終了日）から当該交付決定通知のあった日が属する年度の3月31日まで
主任介護支援専門員	①交付申請時において、市内の介護サービス事業所又は居宅介護支援に3か月以上継続して就労していること。 ②今後も継続して雇用される見込みであること。	介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員新規研修受講料又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修受講料	(1) 研修を修了したことを証する書類 (2) 受講料を支払ったことが分かるもの (3) 滞納のないことの証明書 (4) その他市長が必要と認めるもの	2万円 (上限)	研修修了日の属する年度の3月31日まで	交付決定通知のあった日から当該交付決定通知のあった日が属する年度の3月31日まで

備考 1 この表の「介護サービス事業所」とは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス若しくは施設サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び介護予防特定福祉用具販売を除く。）を行う事業所又は山口市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定を受けた事業所をいう。

2 この表の「居宅介護支援」とは、法第79条第1項に規定する居宅介護支援の事業者指定を受けた事業所をいう。

